

## 2021年度税制改正大綱（税制改正案）

2021年度（令和3年度）の税制改正大綱が与党より公表されました。コロナ禍を前提にその経済再生とDXへの取組、グリーン社会への向けての取組を後押しする税制改正が中心です。

よって、直接税（所得、法人税）や医療税制への影響がある大きな改正はありませんでした。

税制改正の背景と主な改正、お客様への影響度は次の通りです。

税制改正の背景	主な具体的改正内容	影響度		
		歯科 会計	ドクター 会計	医療 承継
1.ウイズコロナ・ポストコロナの経済再生	(1) 固定資産税負担調整措置 (2) <b>住宅ローン控除見直し</b> (3) <b>住宅取得資等資金贈与見直し</b>	○ ◎ ○	○ ◎ ○	○ ○ ◎
2.デジタル社会の実現	(1) 国税関係書類の押印一部廃止	○	○	△
3.グリーン社会の実現	(1) 車体課税の見直し	△	△	△
4.中小企業の支援、地方創生	(1) 中小企業者の軽減税率の特例2年延長 (2) <b>所得拡大促進税制見直し</b>	○ ◎	○ ◎	× ×
5.経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し	(1) 個人所得税の諸控除見直し (2) セルフメディケーション税制見直し (3) <b>教育資金贈与等の見直し</b>	○ △ ○	○ ○ ○	× × ◎
6.経済のデジタル化への国際課税上の対応		×	×	×
7.円滑、適正な納税のための環境整備	(1) 退職所得課税の適正化	○	○	○
8.その他		×	×	×
検討事項 (翌年度改正検討事項)	(1) 年金課税（拠出・運用・給付） 総合的な検討 (2) 給与所得控除、人的控除の検討 (3) 相続発生時の登記申請の義務化 (4) 社会保険診療報酬にかかわる事業税非課税措置の見直し (5) <b>医療法人に対する軽減税率の適用検討</b>	○  ○ × ○ ◎	○  ○ ○ ○ ◎	○  × ○ × △

# 歯科会計

## 2021 年税制改正大綱（個人所得課税）

個人所得税の主な改正案は以下の通りです。

### 1. 住宅ローン減税の特例（控除期間 13 年）延長（2022 年 12 月入居まで適用）

項目	現行	改正案
住宅ローン控除の内容 （消費税 10%の住宅取得）	1 年から 10 年	11 年から 13 年
	年末ローン残高の 1%を所得税から控除	① 年末ローン残高の 1% ② 建物購入価格の 2%を 3 年で控除 ① ②の低い金額を控除
住宅ローン金額上限	4 千万円	改正無
契約要件（改正） 新築注文住宅 マンション・中古住宅	2020 年 9 月末 2020 年 11 月末	2021 年 9 月末 2021 年 11 月末
入居要件（改正）	2020 年 12 月末 新型コロナでの入居遅れの場合 は一定条件満たせば 2021 年 12 月末入居が対象	2022 年 12 月末
床面積要件（改正）	50 m <sup>2</sup> 以上	40 m <sup>2</sup> 以上
所得制限	3000 万円以内	改正無
床面積 50 m <sup>2</sup> 未満の所得制限 （新設）	-	1000 万円以内

（注）住宅資金贈与の改正については、医療承継ページをご参照下さい

### 2. 退職金課税の改正

短期退職手当（勤続年数 5 年以下）については、退職所得の計算上 2 分の 1 の措置を適用しないこととなります。（収入金額から退職所得控除を控除した残額のうち 300 万円を超える部分）

役員については、現行でも 5 年以内退職については 1/2 措置の適用はありません。

項目	退職金 収入	退職 所得控除（5 年）	控除残額	1/2 適用	1/2 適用外	退職所得
現行	600 万円	200 万円	400 万円	400 万円	-	200 万円
改正案	600 万円	200 万円	400 万円	300 万円	100 万円	250 万円

（注）2022 年の所得税から適用

# ドクター会計

## 2021 年度税制改正大綱（所得拡大促進税制）

2021 年度の税制改正では、新型コロナウイルスの影響による雇用悪化の下支えとして、雇用を増やし所得拡大を図る企業を評価するよう、現行の所得拡大促進税制の適用要件の見直し・簡素化と適用期限の延長が盛り込まれました。

大企業向けの「賃上げ・投資促進税制」と中小企業の「所得拡大促進税制」それぞれについて、見直しが予定されていますが、中小企業における所得拡大促進税制の見直しについて、現行制度と改正案は下記の通りとなっています。なお、適用年度は、**令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日開始事業年度の予定です。**

現行制度	改正案
<p>【通常要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額（※1）が前年度比で 1.5%以上増加</p> <p>②給与等支給総額が前年度以上増加</p> <p>【税額控除】</p> <p>給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%（法人税・所得税の 20%上限）</p>	<p>【通常要件】</p> <p><b>給与等支給総額が前年度比で 1.5%以上増加</b> →<u>継続雇用者の抽出が不要となり、単純に給与総支給額での前年比較となった</u></p> <p>【税額控除】</p> <p>給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%（法人税・所得税の 20%上限）</p>
<p>【上乗せ】</p> <p>継続雇用者給与等支給額の増加率が前年比 2.5%以上かつ次のいずれかを満たす場合に、給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 25%税額控除（法人税・所得税の 20%上限）</p> <p>①教育訓練費が対前年比 10%以上増加</p> <p>②経営力向上計画の認定を受けていて、経営力向上がなされている</p>	<p>【上乗せ】</p> <p><b>給与等支給総額の増加率</b>が前年比 2.5%以上かつ次のいずれかを満たす場合に、給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 25%税額控除（法人税・所得税の 20%上限）</p> <p>①教育訓練費が対前年比 10%以上増加</p> <p>②経営力向上計画の認定を受けていて、経営力向上がなされている</p>
<p>【雇用調整助成金の取り扱い】</p> <p>給与等支給総額から控除する</p>	<p>【雇用調整助成金の取り扱い】</p> <p>給与等支給総額から<u>控除しない</u></p>

※1 雇用保険一般被保険者で適用年度とその前年度の全ての期間で給与支給を受けた人に対する給与

# 医療承継

## 2021 年税制改正大綱（資産税）

2021 年度（令和 3 年度）の税制改正大綱の中で、資産税に関する主な改正案として、住宅取得等資金の非課税贈与及び教育資金贈与の改正内容について解説します

### <住宅取得等資金の非課税贈与制度の改正>

令和 3 年 3 月末までの限度額が令和 3 年 12 月末まで据え置きとなる見込です。また、受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を 40 m<sup>2</sup>以上（現行：50 m<sup>2</sup>以上）に引き下げられます。

① 下記②以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1,000 万円	500 万円
令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	800 万円	300 万円
↓改正		
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1,000 万円	500 万円

② 住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円
↓改正		
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円

### <教育資金贈与の改正>

令和 3 年 3 月末までの適用期限でしたが令和 5 年 3 月 31 日まで延長されます。ただし、以下のように制度の見直しが入ります。

- ① 贈与を受けた孫などが 23 歳未満や在学中、教育訓練給付金対象の教育訓練を受講中である場合を除き、亡くなった時点での残高を相続税の課税対象とする（現行は、贈与を受けてから 3 年以上たっていれば相続税の課税対象外でした）。
- ② 贈与者の子以外の直系卑属（孫・ひ孫等）について残高に対して相続税が課税されることとなった場合には、税額が 2 割加算されます。

→令和 3 年 4 月 1 日以降の教育資金贈与について適用される見込です。